二　第十三条第二項の規定による経費の指定	二　第十条第二項の規定による経費の指定
三　第十四条第一項ただし書の規定による経費の指定	三　第十一条第一項ただし書の規定による経費の指定
四・五　（略）	四・五　（略）
（収入支出予算）	（収入支出予算）
第九条　（略）	**第九条**　（略）
2　前項の収入支出予算は、第四条第一項の規定により区分した経理ごとに勘定を設け、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分する。	2　前項の収入支出予算は、第三条第一項の規定により区分した経理ごとに勘定を設け、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分する。
（債務を負担する行為）	（債務を負担する行為）
第十二条　事業団は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、法第二十六条第一項及び第二項に規定する業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国土交通大臣の認可を受けた金額の範囲内において、翌年度以降にわたる債務を負担することができる。	**第十二条**　事業団は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、法第二十六条第一項に規定する業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国土交通大臣の認可を受けた金額の範囲内において、翌年度以降にわたる債務を負担することができる。
（予算の流用等）	（予算の流用等）
第十三条　事業団は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第九条第二項の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。	**第十三条**　事業団は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第六条第二項の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。
2・3　（略）	2・3　（略）
（債務に関する計算書）	（債務に関する計算書）
第十七条　第十五条第一項の債務に関する計算書には、事業団の債務について、債務の種類ごとに、前事業年度末における債務額及び当該事業年度に負担した債務額に区分して、当該事業年度において、それらについて償還し、又は支出した金額及び残額を記載しなければならない。	**第十七条**　第十二条第一項の債務に関する計算書には、事業団の債務について、債務の種類ごとに、前事業年度末における債務額及び当該事業年度に負担した債務額に区分して、当該事業年度において、それらについて償還し、又は支出した金額及び残額を記載しなければならない。

（鉄道事業法施行規則の一部改正）

第二条　鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（機構が十分な能力を有する鉄道施設の設計）	（機構が十分な能力を有する鉄道施設の設計）
第二十九条　法第十四条第五項の国土交通省令で定める鉄道施設の設計の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。	**第二十九条**　法第十四条第五項の国土交通省令で定める鉄道施設の設計の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
一　（略）	一　（略）
二　機構法第十三条第四項の規定により行う同項第二号の鉄道施設の設計及び工事（機構が十分な能力を有するものとして国土交通大臣が告示で定める鉄道の種類に係るものに限る。）	二　機構法第十三条第三項の規定により行う同項第二号の鉄道施設の設計及び工事（機構が十分な能力を有するものとして国土交通大臣が告示で定める鉄道の種類に係るものに限る。）

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部改正）

第三条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第四条　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一～十　（略）	一～十　（略）
十一　法第十三条第三項に規定する海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第四条第一項に規定する業務に関する事項	（新設）